

2006年3月9日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

老人保健法の規定による保健事業の推進に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2006年3月1日付けで諮問（第181号）された老人保健法の規定による保健事業の推進に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないことは、3審議会の判断理由の(3)に述べたところにより認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知をしないことの合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用するこ

とに伴う本人通知をしないことの合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性についての合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市は、老人保健法の規定に基づき健康診査事業を昭和62年から実施し、受診勧奨のため対象者へ受診票を送付している。

平成15年度にはコンピュータ利用による検査データの蓄積について、平成16年度には健康増進法の趣旨からコンピュータ利用項目の追加について、それぞれ藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、承認するとの答申を得ている。しかし、平成16年10月に諮問をしたコンピュータ処理項目の変更については、平成17年2月に介護保険法の改正案が国会に提出されたことから基本健康診査事業の大幅な見直しをせざるを得ない状況となり、当該事業に係るコンピュータ処理項目の変更を見送ることになった。

平成18年4月1日に予定される介護保険法の改正に伴って、受診者の半数以上が高齢者である基本健康診査の目的に、「高齢者が介護を要する状態となることを予防し、自立を支援する。」という趣旨が追加され、この趣旨に併せて検診項目に「生活機能評価等」を加えることで、介護を要する状態となることを予防する必要がある者を早期に発見することが可能となる。

一方、平成18年4月1日から要介護状態となることを予防するための事業（地域支援事業）が創設される。これらの新規事業と基本健康診査を一体的に実施することで対象者の生活機能の低下を早期に発見し、早期に介護状態にならない予防対策を講じることが可能となる。

そのため本市においては、基本健康診査の結果を受診者本人の同意を得た上で、地域支援事業を実施する主管課に情報提供し、生活機能の低下が見られる市民への速やかなサービス提供を可能としてゆく予定としている。

介護保険法の改正に伴い、基本健康診査の項目に生活機能評価という検査項目を追加し、その追加項目についてコンピュータ処理をする必要が生じたこと、基本健康診査事業の適正な受診対象者を把握するために本人以外から個人情報を収集する必要が生じたことなどにより諮問するものである。

(2) 本人以外のものから個人情報を収集する必要性について

ア 個人情報を本人以外から収集する目的

基本健康診査事業について平成16年度と平成17年度は、個人市県民税特別徴収情報を使用することにより受診対象者を絞り込んで実施してきたが、本来受診対象者となる者への通知が漏れていることが判明したため、より実態に近似な対象者を抽出するため国民健康保険加入情報を使用し、適正化を図ることを目的とする。

イ 収集する個人情報

国民健康保険加入の有無

ウ 本人以外のものから収集する理由

基本健康診査は、職員と臨時職員で実施しており、市民健康課が情報収集した場合、対象者14万6千人へ収集のための通知を出すことや通知に対する回答の処理が短期間に集中し、本来業務が著しく阻害される。また、収集のための通知に要する費用と事務量の効率化の観点から国民健康保険加入情報を取り込んで事務処理の迅速化を図るため、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

(3) 目的外に利用する必要性について

ア 国民健康保険情報を目的外に利用する必要性

平成16年度と平成17年度の2年間は、基本健康診査の対象に該当しない者は職域検診が受けられる者とし、その者は個人市民税を特別徴収の方法により徴収される者とほぼ同一であると考えてきた。しかし、自営業者やその家族従事者の多くは個人市民税を特別徴収の方法により徴収される者であるが、検診制度を設けることができない零細事業者であることが判明した。また、これらの人以外にもパートやアルバイトなどの短時間雇用者で検診が受けられない人、市民税データの更新時期、就職・退職の時期のずれなどによって受診票が届かない人からの問い合わせが年に数千件あり、そのうち受診対象となる人が約2,600人おり、手書きで受診票を発行した。この自営業者本人、その家族等からの問い合わせ、受診票の手書き発行に対する負担が大きくなっていること及び当初に受診票が発行されていない対象者から市に対する不信感が大きくなってきていることから、これらの対象者に検診の通知を送付するために国民健康保険加入者の情報を目的外利用をすることが必要である。

イ 目的外利用する個人情報の内容

国民健康保険加入の有無

(4) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う通知の省略について

本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することについては、国庫補助事業の適正化のために行うものである。また、本来の対象者に基本健康診査受診票を発行するものでもあるため、本人通知を省略することにより不利益が生じるものではないと考え、通知を省略するものである。

(5) 受診対象者の適正化に伴うコンピュータ処理について

ア 受診対象者の適正化に伴うコンピュータ処理をする必要性について

これまでも基本健康診査の受診対象者を把握するために藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認を得て、個人市民税県民税を特別徴収により徴収さ

れる者を除くなどの処理をコンピュータを利用して行ってきたが、新たに行う国民健康保険の加入者を抽出する作業は、迅速、かつ、的確に行わなければならないためコンピュータにより処理することが必要である。

イ 基本健康診査の受診対象者の適正化に伴うコンピュータ処理をする個人情報

国民健康保険加入の有無

ウ セキュリティ対策について

この抽出作業では、個人の分類を行うだけのものであり、受診対象者本人に受診票を通知するにとどまるため、個人データが外部に流出することはない。また、平成16年度から処理している基本健康診査のMT（磁気テープ）は時系列的に管理し、藤沢市コンピュータ管理運営規程を遵守し、適正な管理・保管を行っている。

(6) 介護保険法の改正に伴うコンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性について

今回新たに収集する毎年約4万人の生活機能評価項目に関する個人情報を、実態把握のために継続的かつ効率的に処理するとともに、地域支援事業（介護予防サービス）へ情報提供するための体制の整備を図るためにはコンピュータ処理をする必要がある。

イ 追加する収集項目及びコンピュータ処理をする項目

(ア) 基本チェックリスト

(イ) 理学的検査項目

視診（顔貌や表情、歩行動作、整容の状態、口腔内衛生の異常の有無）

打聴診（心音、肺音の異常の有無、不整脈の有無）

触診（下肢の筋肉量低下、浮腫、痛みの有無、関節の動きの異常の有無）

反復唾液嚥下テスト

血清アルブミン検査結果、腹囲

(ウ) 総合判定結果

ウ セキュリティ対策について

この追加項目の蓄積作業はホストコンピュータ内で行われるもので、蓄積された個人情報は市民健康課において保健指導事業に使用するものであり、次の事項の安全対策を講じる。

(ア) 保健所内に情報管理室を設置し、IDカード及びパスワードによる入退出管理を行う。

(イ) 人的対策及び運用体制については、藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し、適正な管理・保管を行う。

エ その他

地域包括支援事業主管課及び地域包括支援センターへ情報提供することについては、本人の同意を得るとともに藤沢市個人情報の保護に関する条例を遵守することを条件とし、適正に管理を行う。

(7) 実施時期について

2006年4月1日

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(5)までの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

実施機関の説明によると、基本健康診査は、個人市民税県民税特別徴収情報を使用して受診対象者を抽出しているが、より適正な受診者を抽出するために国民健康保険加入情報を使用して実施したいということである。この国民健康保険の加入状況を市民健康課で直接収集するためには、対象人員14万6千人へ収集のための通知を出すことや通知に対する回答の処理を一般職員と臨時職員で短期間に集中して行わなければならないと、本来業務が著しく阻害されるということであり、収集のための通知を出すことに要する費用と事務の効率化の観点から国民健康保険の加入の有無を本人以外から収集する必要性があると認められる。

(2) 目的外に利用する必要性について

実施機関の説明によると、平成16年度と平成17年度は個人市民税県民税特別徴収情報を使用して基本健康診査の受診対象者を抽出して受診票を送付してきたが、受診票が送付されないことに対する問い合わせや送付もれの人への受診票の手書きによる発行の負担が大きくなっていること、当初に受診票が発行されなかった対象者からの市に対する不信感が大きくなっていることから、国民健康保険加入者の情報を目的外に利用して適正な受診対象者を把握したいとのことである。

今回の諮問事項の国民健康保険加入の有無の情報を目的外に利用することにより、基本健康診査受診対象者をより正確に把握し、重複受診の防止と基本健康審査受診対象者への受診機会の付与による基本健康診査事業の適正化が図れることから、目的外に利用する必要性があると認められる。

(3) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関の説明によると、国庫補助事業の適正化のために実施するものであり、本来対象者である者に基本健康診査受診票を発行するものであるため、本

人に不利益が生じるものでないと考えて本人通知を省略したいとのことであるが、条例の原則に照らせば本人への通知を省略する合理的理由に乏しいと思料される。

よって、自己情報のコントロール権を保障する必要から、基本健康診査事業の受診対象者を絞り込むために、国民健康保険の加入の有無の情報を本人以外から収集することについて及び保険年金課が管理している国民健康保険の加入の有無の情報を目的外に利用することについて並びにこれらに伴う事前の本人通知を省略する旨を、市民健康課が広報で十分知らせることを条件に承認するものである。

(4) コンピュータ処理について

ア 受診対象者の適正化に伴うコンピュータ処理をする必要性について

これまでも、個人市民税県民税特別徴収情報の処理は、コンピュータを利用して行っており、新たに国民健康保険の加入者を抽出する作業も迅速、かつ的確に行わなければならないためコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

イ 介護保険法の改正に伴うコンピュータ処理をする必要性について

年度ごとに新たに収集する約4万人の生活機能評価項目に関する個人情報を、実態把握のために継続的かつ効率的に処理することが必要であり、また適切な地域支援事業（介護サービス）提供への体制整備を図るためには、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

ウ 安全対策について

検査項目の追加についても国民健康保険情報の取り込みについてもホストコンピュータ内で処理するため外部に流出することがないこと、藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守して行われること等から、安全対策上の措置が施されていると認められる。

(5) 基本健康診査受診票における同意欄の取扱の周知について

実施機関の説明によると、基本健康診査受診票の同意欄に署名しなくても基本健康診査を受けることはできるということである。よって、同意欄に署名をするかどうかについては、受診者の意思を尊重し、医療機関に対し署名を強制しないように周知することを条件として承認する。

以 上